

経産大臣・エネ庁長官 殿

協会発第 458 号 06 年 9 月 4 日

光発電普及協会・光発電事業連合会 会長 井口正俊

八尾市宮町：電 0729-22-7570：F_x0729-97-9908

電力会社が電気代不払い

恥かしい 174 万円

1. わが国のエネルギー策は、危機的地球の温暖化防止・京都議定書達成のため、脱原発・脱石油・自然エネ推進の具体策に欠ける。
2. 光発電が小規模分散型で、ピークカットに寄与し、無公害・無尽蔵・国産の平和エネとの認識が、国に無いことは不幸だ。
3. 光発電の普及は売電料の引上が有効だ。70 円/kwh を超えるドイツ・フランスに習え！（日本 25 円前後。税金ガブ飲みの危険な原発も、火力も、光発電の電気も同一料金は不当だ。環境重視の電源別料金を設定せよ！光発電に汚染ガス排出相当量の金銭補償せよ。）
4. 現行 RPS 法は致命的欠陥が多く、光発電設置者の売電料の不払いを電力会社に認め光発電抑制に働く。即時撤廃求める。
5. 四電は RPS を根拠に光発電設置者に「設備認定手続の四電代行と売電相当の電力帰属の同意」を拒否すれば、売電料を 4 円に下げると脅す。松山の 19kw は、電力受給契約を一方的に破棄され以来 3 年、供給電気代は領収しながら、売電料不払いを続け、その額 3 万 3720kwh・90 万円に達する。高知 16kw の設備も、同様通告以来 2 年 1 ヶ月・不払いは 3 万 1534kwh・84 万円になる。四電は商慣行と信頼関係を破壊し、憲法 14 条・独禁法に違反する。即刻従前契約へ復帰し支払いさせよ。他にも事例がある。国の不作為は許し難い。

以上